# 年金だより

# 市民課国民年金係 ☎973-5498

# 年金は老後のためだけではありません!

# 障害者のための障害基礎年金

なった人が受けられます。 に定める1級または2級の障害の状態に日のある病気やけがで国民年金法の政令65歳未満で日本に住んでいる)に初診国民年金に加入中(もしくは60歳以上

◎受給にはいくつかの要件があります。

# 初診日の前日において、

①年金制度加入時(20歳)から初診日の①年金制度加入時(20歳)から初診日のの一以上の未納がないこと(3分含む)が3分の2以上あること(3分含む)が3分の2以上あること(3分合がの一以上の未納がないこと)

がないこと(①の要件がない場合)②初診日の前々月から直近1年間に未納

ない状態)時点です。 固定している(これ以上改善が見込め1年半経過している、もしくは症状が終請求手続きができるのは、初診日より

けることができませんでした。いた期間があるために障害基礎年金を受あうまでの期間に、保険料を未納にして残ってしまったAさん。20歳から事故にする。

#### なぜ?

Aさんは20歳から26歳までの期間で3

年金を受けることができませんでした。分の1以上の未納期間があったので障害

あることが必要です。 生納付特例期間を含む)が3分の2以上 ) と期間のうち、保険料を納めた期間、学 き期間のうち、保険料を納めた期間(保 き期間のうち、保険料を納めた期間(保 る月の前々月までの国民年金に加入すべ る月の前々月までの国民年金に加入すべ

※3分の1以上の未納があっても、事故

取ることができました。が残った50歳のBさんは障害年金を受け事例2 脳梗塞で倒れ、体に重度のマヒ

#### なぜ?

した。 行ってきたので、受け取ることができまで支払い困難なときは免除申請手続きをきから国民年金の納付を行い、失業等

国民年金は万が一の備之です!何かあってからでは遅い!



げられる予定です。)で、平成25年10月分から1%、引き下お、特例水準解消と同じスケジュールお、特例水準解消と同じスケジュール

2級・・・78万6, 500円 (年額)1級・・・98万3, 100円 (年額)

る子)があるときは加算があります。とではいる子(18歳に到達した年継持されている子(18歳に到達した年の書を基礎年金の受給者によって生計を

# 20歳前に障害者になった方は・・

## 特別障害給付金

### 対象となる人

あって任意加入していなかった人のうちだった人や、平成3年3月以前に学生でに加入していたので国民年金は任意加入昭和61年3月以前に配偶者が厚生年金

の方障害基礎年金の1級、2級の障害の状態

き下げられる予定です。) ルで、平成55年10月分からロ・フ%引なお、特例水準解消と同じスケジュー特別障害給付金額(平成25年度・月額

2級・・・3万9,600円1級・・・4万9,500円

## 障害厚生年金

障害手当金があります。
で書厚生年金が受けられます。また、して障害厚生年金が受けられます。また、して障害厚生年金が受けられます。また、で該当した場合は障害基礎年金に上乗せをはがなどで、障害等級の1級と2級

手続き先が異なります。◎初診日に加入していた年金制度で請求◎初診日に加入していた年金制度で請求※ただし、受給には障害基礎年金と同様

## 【お問い合わせ先】

・国民年金(第1号被保険者)の方の請

市役所市民課国民年金係

求手続き・厚生年金、第3号被保険者の方の請

**☆**933-3439